

要 旨

1 本見解の目的と課題

日本学術会議法学委員会社会と教育における LGBTI の権利保障分科会は、これまで2つの提言を発出してきた。「性的マイノリティの権利保障をめざして—婚姻・教育・労働を中心に—」(2017年9月)(以下、2017年提言という)と、「性的マイノリティの権利保障をめざして(Ⅱ)—トランスジェンダーの尊厳を保障するための法整備に向けて—」(2020年9月)(以下、2020年提言という)である。本見解は、これら2つの提言を引き継ぎ、2020年以降の法制度の変化や司法の動向、社会変化をふまえて、改めて、性的マイノリティ(LGBTI/LGBTQ+)の権利保障の拡充に向けた日本の課題について見解を表明することを目的とする。特にトランスジェンダーの人権保障に焦点を当てる。今日、世界ではトランスジェンダーに対する偏見や抑圧が強まっており、日本社会にもその影響が及んでいるからである。

2017年提言と2020年提言で掲げた課題のうち、いくつかは実現した。しかし、国会と政府の課題はなお多い。喫緊の立法課題としては、性同一性障害特例法の廃止と法的性別変更要件を緩和した新法の制定(名称変更・要件緩和)及びSOGI(性的指向・性自認)の理解増進法の改正がある。これらについては、数年内に国会及び政府内でも改正等に向けた検討が進められる予定であるため、本見解において、国際比較と歴史分析をふまえた望ましい改正の方向性を示す。

2 見解

(1) 国会は、性同一性障害特例法を速やかに廃止し、法的性別変更要件を緩和した新しい性別移行法(例えば、「性別記載変更法」)を制定すべきである。

性同一性障害特例法は廃止して、法的性別変更の手續に特化した新しい法律を制定すべきである。新しい法律においては、最高裁をはじめとするこの間の司法の動向に照らし、法的性別変更要件のうち、2号(非婚要件)、3号(未成年子なし要件)、4号(生殖不能要件)、5号(外観近似要件)は、削除すべきである。

(2) 国会、内閣府、法務省は、SOGIに関する偏見や差別、ハラスメントをなくすために、SOGI差別禁止法の制定を目指すべきである。また、SOGI差別がジェンダーや人種などの他の属性に基づく差別と重なりあって生じやすいことに鑑み、差別の交差性(交差差別・複合差別)に対応するために、多様な属性に基づく差別を一括して禁止する包括的差別法の制定も併せて検討することが望まれる。国(文部科学省、厚生労働省など)、地方公共団体、あらゆる教育機関及び公共施設は、性別が重要な意味を持つ施設の利用に選択性を持たせるべきである。文部科学省、スポーツ庁、あらゆる教育機関及びスポーツ関連団体は、スポーツの性別基準についても人権尊重に即した対応が求められる。

① 職場における SOGI ハラスメントについては、すべての事業主に措置義務が課されており、法の履行確保に向けた行政の指導監督のあり方の見直しや組織体制の強化、労働代表の関与の仕組みの整備などが課題である。地方公共団体や学校では、実態把

握のために SOGI ハラスメントに特化した調査を行うことが求められる。SOGI ハラスメント解消のためには、SOGI 差別禁止法の制定が望まれる。

② トランスジェンダーに対するヘイト行為については、2024 年 3 月 15 日の岸田首相の答弁を政府の基本方針として、各省庁は、情報を共有し対応を整備・強化するとともに、社会的な意識醸成を進めるべきである。ヘイトスピーチについては、最高裁判所の 2022 年判決に照らし、性的マイノリティについても、社会からの排除、権利や自由の制限、又は憎悪や差別の感情あるいは暴力を煽る表現を抑止する必要がある。

③ 男女別施設については、丁寧に場合分けを行って対応する必要がある。

④ スポーツ分野においては、学校・運動部活動を含むあらゆるスポーツ場面において、多様性を否定するような人権侵害の防止と被害を受けた場合の救済・ケアに関し、組織的対応が進められるべきである。競技スポーツに係る「性別基準」については科学的妥当性、倫理的側面、人権の観点から法的対応の検討が必要である。

⑤ 初等中等教育では学習指導要領に「包括的性教育」の導入を明記し、取組を進めるべきである。高等教育（大学等）では、ハラスメント防止規制の強化が求められる。

⑥ トランスジェンダーでありかつ女性であるという交差的属性を持つトランスジェンダー女性に対する差別行為を規制し、救済を図るためには、包括的反差別法が必要である。

(3) 国のあらゆる省庁（特に、内閣府、総務省統計局、文部科学省、厚生労働省など）及び地方公共団体は、SOGI も含めたジェンダー統計の充実を図るべきである。

ジェンダー統計の拡充は必須であり、性的マイノリティへの配慮を口実にジェンダー統計を縮小すべきではない。必要なのは、不要な性別欄の廃止、性的マイノリティの人権に配慮した性別記載に関するガイドラインの作成、性的マイノリティの実態を含めた統計作成を可能とするための SOGI の把握方法の検討・確立と既存調査の適切な集計である。

(4) 国会、内閣府、法務省は、SOGI 理解増進法の 2026 年改正に当たって、①差別の禁止と差別定義の拡大、②12 条（留意条項）の削除、③教育への SOGI 事項の積極的導入、④合理的配慮義務の導入を図るべきである。

① 明確に性的指向とジェンダーアイデンティティに関する差別禁止を規定した上で、新たに「ジェンダー表現」と「性的特徴」も含むよう定義規定を改正すべきである。

② 性的マイノリティの権利制限につながる解釈の恐れを払拭するため、12 条は削除すべきである。

③ 学校設置者の理解を増進するための施策を義務付けるべきである。併せて、学習指導要領に SOGI の多様性に関する事項を含めるべきである。

④ 社会の変化をふまえ、就業環境や教育環境に関する合理的配慮義務についても規定することを検討すべきである。